

凡

例

本書で引用する法令については、次の略称を用いた。

免 許 法	教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）
昭 2 9 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和 2 9 年法律第 1 5 8 号）附則
昭 3 6 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和 3 6 年法律第 1 2 2 号）附則
昭 6 3 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和 6 3 年法律第 1 0 6 号）附則
平 元 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成元年法律第 8 9 号）附則
平 1 0 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 1 0 年法律第 9 8 号）附則
平 1 2 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 2 9 号）附則
平 1 4 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 1 4 年法律第 5 5 号）附則
平 1 8 改 附	学校教育法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 0 号）附則
平 2 4 改 附	教育職員免許法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）附則
平 2 8 改 附	教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 8 7 号）附則
施 行 規 則	教育職員免許法施行規則（昭和 2 9 年文部省令第 2 6 号）
施 行 法	教育職員免許法施行法（昭和 2 4 年法律第 1 4 8 号）
旧 施 行 法	教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 5 9 号）による改正前の教育職員免許法施行法
県 規 則	栃木県教育職員免許状に関する規則

なお、「第 1 編 教育職員の免許制度 第 4 章 免許状の経過措置」において、経過措置を記した文中に、旧法又は旧施行規則とあるのは、改正前の教育職員免許法又は教育職員免許法施行規則を、新法とあるのは、改正後の教育職員免許法を指すものである。